

いよいよ昭和三十五年十月一日から

## 資格届出が始まります

### 拠出制国民年金（皆さんのお恩給制度）とは

国民年金制度に加入する人が毎月一定の保険料を納めて、その納めた年数に応じ、生涯年金を受けられる制度で、その資格の届出は町役場民生課で行います。

### 被保険者の資格

この制度は加入する方々のそれらの条件によつて、次の二つにわけられています。

#### △ 必ず加入しなければならない人（強制加入適用者）

昭和三十六年四月一日で満二十才以上五十才未満の日本国民は強制加入になつておりますので好むと好まざるとにかかわらず必ず加入しなければなりません。ただし恩給や厚生年金や共済年金などで保証されている人は加入出来ません。

#### △ 希望によつて加入できる人（任意加入者）

強制加入から除かれた人で次のような人は希望により加入することが出来ます。

- 1、公的年金（恩給や、厚生年金や、共済組合年金など）で保証されている人の配偶者。
- 2、遺族年金などを受けている人で、明治三十九年四月一日以降（満五十五才未満）に生れた方。
- 3、雇用の高等学校、大学に在学中の学生、生徒（夜間及通信教育の学生、生徒は除かれます）
- 4、昭和三十六年四月一日現在で、満五十才をこえ五十五才をこえない人。

### 保険料

満二十才から三十四才までの 月 100円  
満三十五才以上の人 月 150円

### 保険料の免除

法定免除と申請による二つがあります。

#### △ 法定免除（法律上当然に免除となる場合）

- 1、障害年金又は母子福祉年金を受けられる人。
- 2、生活保護法による生活扶助又はらい予防法による生活扶助に相当する援助を受ける人。
- 3、国立のらい療養所その他の施設で厚生省で定めた施設に収容されている人。

#### △ 申請免除（本人が県知事に申請をしこれを知事が承認した場合）

- 1、被保険者又はその世帯の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人。
- 2、身体障害者又は寡婦であつて年間所得が十三万円以下の人。
- 3、その他保険料を納めることが著しく困難であると認められる人。

### 年金の種類並に支給額

1、老令年金	保険料を納めた額に応じ	年額 二四、〇〇〇円から 四二、〇〇〇円まで
2、障害年金	ク	年額 二四、〇〇〇円から 四二、〇〇〇円まで
3、母子年金	妻が保険料を納めた額に応じ	年額 一九、二〇〇円から 二五、八〇〇円まで
4、遺児年金	保険料を納めた額に応じ	年額 七、二〇〇円から 一〇、五〇〇円まで
5、寡婦年金	（満六十才以上六十五才未満）	夫が受けるべきであつた老令年金の二分の一の額



わたしたちも 恩給がつく



わたしたちも 恩給がつく